

平成 25 年 10 月 8 日
環 境 省

民間競争入札実施事業
環境保全普及推進事業「エコライフ・フェア 2013 実施業務」の実施状況について

1. 事業概要

(1) 事業概要

エコライフ・フェア 2013 実施業務

(2) 契約期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 8 月 30 日まで

(3) 民間事業者

株式会社 JTB コミュニケーションズ

(4) 事業者決定の経緯

「エコライフ・フェア 2013 実施業務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づき、平成 25 年 3 月 4 日実施した入札説明会において、4 者の参加があった。

しかし、提案書を提出した者は上記（3）の 1 者のみであり、評価基準を満たした者も上記（3）の 1 者のみであった。

そして、平成 25 年 3 月 15 日に開札を実施し、上記（3）の者の入札額が予定価格の制限の範囲内であったことから、この上記（3）の 1 者について提案書及び入札額に基づく総合評価（加算方式、満点 300 点（価格点 100 点、技術点 200 点））を行い、上記（3）の者が落札者となった。

2. 確保すべき質の達成状況

本業務における確保すべき質の達成状況は次のとおり。

測定指標	評価
民間事業者は、フェア開催業務において策定された実施計画、作業スケジュールに沿って業務を確実に行うこと	適切に実施された。（策定された実施計画、作業スケジュールに沿って業務が実施され、かつ大きな混乱、問題等がなかった。）

来場者数：66,000名程度	適切に実施された。 (来場者数約78,000名)
来場者アンケート調査：満足度80%以上 (満足度とは、別紙3の設問8の①～③の評価を占める割合とする。)	適切に実施された。 (満足度95%) ①大変良かった：35.0% ②良かった：47.9% ③まあまあ良かった：12.5% ④あまり良くなかった：0.5% ⑤良くなかった：0.8% 回答無し：3.4%)
実施計画において企画した程度の出展者を集めること	適切に実施された。 (昨年度程度の出展者数を満たした ものとなっていた。 平成24年度出展者数：42 平成25年度出展者数：43 ※環境省企画出展を除く)
実施計画において企画した程度広報活動(ポスター配布・掲出数、HPの随時更新等)が実施すること	適切に実施された。 (提案された程度の媒体への広報活動が実施された。)
出展料の管理は適切に行うこと(出展料設定等)	適切に実施された。 (出展料について前年度の決算及び今年度の出展者数を勘案し、同額を設定した。その上で、出展に係る会計を別会計とし、適切に管理された。)
イベントが中断等なく開催すること	適切に実施された。 (中断等なく開催された。)

3. 民間事業者の創意工夫の発揮状況(業務企画内容の実現について)

(1) 創意工夫の発揮状況

1) 全体スケジュール関係

イベント開催まで2ヶ月という短いスケジュールにもかかわらず、様々なイベント開催実績を活かし、期間内で完了するスケジュール設定し、計画に比べ大幅に遅れることもなく、実行された。

2) 出展関係

イベント開催まで2ヶ月という短いスケジュールにもかかわらず、開催に支障がないギリギリまで出展募集期間を設定し、昨年度同等の出展者を集め、実施した。

3) 広報・広告関係

民間事業者の過去開催イベント開催の知見を活かし、ポスター、チラシ、ソーシャルネットワークサービス、ラジオといった様々な媒体、様々な団体への広報活動を実施した。また、同イベントにおいて過去実施していなかった新たな広報媒体として、現在多くの賛同者を集めている Twitter による広報活動を実施した。

4) 運営関係

会場設営において、同会場で実施した知見を活かし、関係者との調整や環境に配慮した会場構成など効率的かつ速やかに実施した。

(2) 評価

エコライフ・フェアでは、訴求するテーマが毎年異なり、そのテーマに沿ったイベント実施を行っているため、民間競争入札導入の前後で民間事業者の創意工夫の発揮状況の変化を単純比較することが出来ない。今般業務を実施した者は、競争の結果、前年度実施した者と同じ者であり、また、民間競争入札導入前においても民間からの創意工夫が盛り込まれた提案内容を元に事業者を選択し、実施をしていることから、民間競争入札導入により、導入前に比べ民間の創意工夫がより一層発揮されたかどうかは不明である。

上記のように民間競争入札導入前後による比較を実施することは難しいが、当該事業実施にあたり、民間事業者から様々な提案がなされ、民間事業者独自の努力により実現可能な提案については、環境省との調整の上、業務の中に積極的に取り入れた。検討等の結果、様々な理由により実現に至らなかった提案内容（例えば、著名人によるステージイベントについて、スケジュールの調整が出来ず、出演が不可になったことや新規出展の提案団体について、団体側の予算の制約等により出展不可となったこと。）もあったが、その多くが実現され、イベントの来場者が前年度を超えた結果とにより、民間競争入札の導入により円滑な業務の遂行に支障がなかったものと考えられる。

4. 実施経費の状況

(1) 対象公共サービスの実施に要した経費

契約額（税込み）：34,999,503円

(2) 評価

イベント開催日は、環境基本法で定める6月5日の「環境の日」前後となるため、当該年度からの準備実施期間は、年度初めの4月1日から2ヶ月程度の短い期間となる。

民間競争入札導入前においては、単年度主義及び経済性・合理性の観点からイベント前年度中に実施する準備業務及びイベント当該年度に実施する実施業務をまとめた複数年度にかかるイベント準備実施業務の企画提案を事業者に求め、その中で最も優れた者と準備業務実施契約を締結した。その上で、その準備業務の実施状況を検査し、問題が無く実施できている場合に限り、随意契約により実施業務実施の契約を締結していた。

しかし、民間競争導入により、イベント実施年度内に準備も含めた今般業務を実施したことが、民間競争入札導入後の最も大きな変更点である。

上記変更及び、国庫債務負担行為が認められていない同事業において、複数年度にわたり、準備業務及び実施業務を同一事業者が契約を締結し、準備業務を行うことが出来ず、民間事業者がイベント実施するために準備期間が短くなった。その分、準備にかかる経費も含めた金額での契約となっているため、前年度に比べ契約総額が減少している。

(参考)

なお、民間競争入札導入前後の経費の比較は、下表のとおりである。

契約名	契約額	民間競争入札 導入前経費 (a)	民間競争入札 導入後経費 (b)	従来経費との 差額 (b-a)
エコライフ・フェア 実施業務 (A)		33,499,735 円 (平成 24 年 4 月 11 日～ 8 月 31 日)	34,999,503 円 (平成 25 年 4 月 1 日～ 8 月 30 日)	1,499,768 円
エコライフ・フェア 準備業務 (B)		2,000,000 円 (平成 23 年 3 月 5 日～ 3 月 28 日)	(「準備業務」にか かる経費も上記「実 施業務」に含まれ る。)	▲2,000,000 円
合計 (A+B)		35,499,735 円	34,999,503	▲500,232 円

※民間競争入札導入後の経費については、準備業務及び実施業務を含めて実施。

5. 競争入札の状況及び競争性を確保するための今後の方策

(1) 入札までの経緯について

平成 25 年 2 月 21 日入札公告、平成 25 年 3 月 15 日入札の日程で調達を行った。

入札過程においては、今般事業の落札者である株式会社 JTB コミュニケーションズを含めた 4 社から、入札参加の意思があるものと思料される説明会への出席を受けていたが、結果として提案書の提出及び入札への参加は 1 者のみであった。

(2) 問題点について

落札者を除き説明会への出席をした 3 者に対して、入札参加に至らなかった理由についてヒヤリング調査を実施した。

その結果、

- ・業務内容が当社のキャパシティを超えていたため。
- ・提案書提出締切までの時間が不足していたため。
- ・イベント実施と会社の業務スケジュールが合わなかったため。

が、最終的に入札参加に至らなかった要因であるという回答を得た。

(3) 他の事業との比較について

イベント実施業務において、民間競争入札を導入している例、及び既に実施された前例がないため、民間競争入札を導入していない他のイベント実施業務と公告期間の比較を行ったところ、

- ・国の契約手続きを定める「予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）」において規定されている公告期間（第 74 条「契約担当官等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも十日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。」）に比べ、今般の調達手続きにおいて、その倍程度の公告期間（2 月 21 日公告、3 月 13 日提案書提出 公告期間 20 日間（初日参入、提案書提出前日起算））を設けていること。
- ・前年度実施している同事業における入札公告から提案書提出までの日数と今般の調達手続きにおける同期間に大差がない（平成 24 年度：20 日間初日参入、提案書提出前日起算）にもかかわらず、前年度実施の同事業においては、今年以上の 10 者の説明会参加（今年の参加者 4 者）及び 2 者の提案書提出（今年の提案書提出者 1 者）があったこと。
- ・環境省で実施する他のイベント実施業務における入札公告から提案書提出までの日数は、今般の調達手続きに大差がないが、その場合も複数の提案書提出があること。

が確認された。

(4) 競争性を確保するための分析

上記（3）から分析するところによると、今般事業が他の契約と比して、公告期

間が短いわけでもなく、今般事業の公告期間が競争性を阻害する要因とは言えない。しかし、上記（２）から分析するところによると、提案書提出までの期間延長を求めている者が少なからず存在するため、公告期間を延ばすことで競争性を高める可能性が無いとは言い切れない。

また、民間競争入札導入前の事業と今般事業を比較したところ、公告期間に大差はないが、大きく変更された点としては、前述（４．（２））したとおり、前年度中に実施していたイベント準備業務を当該年度にまとめて実施したため、準備期間を含めた実施期間が前年度に比べ１ヶ月程度短くなっており、事業期間の短さから過去に同業務を実施した事業者以外の民間事業者が棄権した可能性が考えられる。

6. 総評

「エコライフ・フェア 2013 実施業務」は、平成 25 年度から民間競争入札を導入したが、平成 24 年度実施状況と平成 25 年度実施状況を比較したところ、民間競争入札が求める「より良質かつ低廉な公共サービスを実現」について、民間競争入札導入により、経費の効率化、及び多くの入札者による良質なサービスが提供されたと明確に言うことはできない。しかし、民間競争入札を導入することで、導入前と同等のサービス提供がされており、また、期間が短くなったことを考慮する必要はあるものの、契約額は総額で減少していることから引き続き民間競争入札を実施することに意義はあると考える。

上記の分析を踏まえて、前年度から準備が出来るように平成 26 年度予算（平成 27 年度実施イベント分）要求において、国庫債務負担行為を要求するなどの事業期間を延ばす工夫を実施するとともに、公告期間を今年度実施期間以上とすることで、より競争性を高めるようにしたいと考える。

これらを行うことで、同イベント実施事業者が早くから出展募集を行うことも可能となり、今年以上の出展者の増加につながるものと考えられる。